

平成21年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成21年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。
平成21年1月30日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

(1) 期日 平成21年2月16日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成21年2月16日(月)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 小林 淳 治	2番 広 瀬 和 範
3番 吉 田 忠 志	4番 佐 野 善 作
5番 岩 浅 嘉 仁	6番 川真田 哲 哉
7番 稲 岡 正 一	8番 河 野 正 八
10番 中 田 丑五郎	11番 笠 松 和 市
12番 松 尾 肇	13番 井 上 裕 久
14番 後 藤 正 和	15番 坂 口 博 文
16番 藤 井 格	18番 戸 田 眞理子
19番 佐 藤 禎 宏	20番 増 谷 禎 通
21番 小 堀 克 夫	22番 中 島 勝
23番 伊 月 猛	24番 村 上 弘 幸
25番 川 原 義 朗	

4 欠席議員は、次のとおりである。

9番 俵 徹太郎 17番 大 神 憲 章

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	五軒家 憲 次
監査委員	藤 原 孝 信	会計管理者	板 東 久 男
事務局長	片 山 隆 信	総務課長	山 中 俊 和
総務課主査	松 内 徹	事業課主査	前 田 耕 志
事業課主査	坂 東 英 之		

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課係長 大 塚 喜美枝

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 副議長の選挙について
- 第5 議案第1号 平成21年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第2号 平成21年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第3号 平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第4号 平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第6号 徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第8号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 議案第9号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 第6 発議第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 副議長の選挙について
- 日程第5 議案第1号から議案第10号まで
- 日程第6 発議第1号

(午後1時30分開会)

○議長（広瀬和範君）

ただ今から、平成21年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会をいたします。

はじめに広域連合長から、招集のごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

平成21年2月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、各市町村におかれましては、長寿医療制度の運営に懸命な努力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本制度につきましては、平成20年度において所得の低い方への保険料の軽減などの制度改善を実施し、また、来たる平成21年度においても更なる保険料の軽減策や保険料の支払い方法の改善などを予定をいたしております。広域連合といたしましては、種々の制度改正に適切に対応しながら、制度の円滑な運営に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。

しかしながら、首相や厚生労働大臣から制度の見直しについての発言があり、国においては高齢者医療制度に関する検討会を設置し、法律に規定いたします5年後の制度見直しを前倒しして行うこととしており、今春にも基本方針がまとめられるものと伺っております。

また、総選挙においても、争点の一つとして制度の在り方が挙げられる情勢でもあり、まだまだ制度の確立には予断を許さない状況でございます。現制度が十分に定着しない中で大幅な見直しとなりますと、被保険者に混乱を与えるおそれがありますので、高齢者をはじめ国民の理解が得られるよう十分に検討することが重要だと考えております。

いずれにいたしましても、当広域連合といたしましては、高齢者の方の安定的な医療の確保に向け、市町村との連携体制を一層強化し、運営責任を果たせるよう全力を尽くしてまいり所存でございますので、議員の皆様には、広域連合の運営に当たり、今後とも一層の御支援、御協力をいただけますようお願いを申し上げます。

なお、今定例会には、平成21年度一般会計予算など10件の議案を提出させていただいております。詳細につきましては後ほど事務局長から御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつといたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。まず、議員の辞職許可について御報告申し上げます。去る12月12日、つるぎ町選出の日下哲寛副議長から辞職願が提出され、地方

自治法第126条の規定に基づき、同日これを許可いたしましたので御報告申し上げます。

次に、このほど吉野川市議会議長、及びつるぎ町議会議長から、それぞれ広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理いたしましたので御報告申し上げます。

次に、監査委員から、昨年10月及び本年1月に実施した定期監査、及び例月出納検査の結果について、議長あてに報告書が提出されておりますので御報告いたします。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○議長（広瀬和範君）

なお、本日の会議に欠席の届け出のありました方は、9番俵徹太郎君、17番大神憲章君、以上であります。

○議長（広瀬和範君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定において、議長において7番稲岡正一君、15番坂口博文君を指名いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび本広域連合議会議員に選出されました方々は、吉野川市から川真田哲哉君、つるぎ町から村上弘幸君、以上の方々であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、議長において、ただ今、御着席のとおり指定いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第4副議長の選挙を行います。

本件は、議員の辞職により欠員となっております副議長を選挙するものであります。

お諮りをいたします。副議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において、指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に小堀克夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました小堀克夫君を徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、小堀克夫君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

○議長（広瀬和範君）

ただ今、副議長に当選されました小堀克夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました小堀克夫君からごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

小堀克夫君

○21番（小堀克夫君）

副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、副議長に御推挙をいただきました藍住町議会の小堀克夫でございます。大変光栄に思っていますと同時に、責任の重大さを痛感しているところでございます。

後期高齢者医療制度がスタートして1年が来ようとしております。まだまだ制度は確立されておらず、国民の関心も大変高いものがあるものと思います。この制度がよりよい制度となり、より効率的な運営がなされるよう、議員本来のチェック機能を高めると同時に、議長を補佐し、議会の円滑な運営が図られますよう全力を尽くしてまいりたい所存でございます。

今後とも、皆様方の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第5議案第1号平成21年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議案第2号平成21年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、議案第3号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、議案第4号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正について、議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（片山隆信君）

それでは、議案第1号から議案第10号までを御説明させていただきます。お手元の資料①予算議案の3ページをお願いいたします。議案第1号平成21年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてお諮りするものでございます。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,414万8,000円とするものであります。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。詳細につきましては、資料②予算説明書で御説明いたします。

5ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1市町村負担金は1億3,118万5,000円で、前年度に比べ2,387万6,000円の減となっております。これは、平成19年度の決算剰余金を積み立てていた財政調整基金を取り崩すことにより、市町村の事務負担金を軽減したものであります。款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は296万円で、説明欄、後期高齢者医療制度臨時特例基金外の効率運用にかかる預金利子でございます。款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は2,000万円で、市町村負担金の軽減を図るため財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れるものでございます。款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、同じく款5諸収入、項1連合預金利子、目1連合預金利子、同じく項2雑入、目1雑入につきましては、それぞれ1,000円の予算を計上させていただいております。次に、7ページの款繰入金、項特別会計繰入金、目後期高齢者医療特別会計繰入金は、計上すべき予算がなくなったため科目を廃止するものでございます。

次に歳出でございますが、8ページをお願いいたします。款1議会費、項1議会費、目

1 議会費は1 0 2 万 8, 0 0 0 円で、前年度に比べ9 万円の減となっております。これは、定例会開催のための会場借上料外を見直したためでございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は1 億4, 8 0 7 万 1, 0 0 0 円で、前年度に比べ3 3 9 万 1, 0 0 0 円の減となっており、主な要因といたしましては、職員の時間外勤務手当を見直したものであります。次に、項2 監査委員費、目1 監査委員費は8 万9, 0 0 0 円を計上しております。款3 諸支出金、項1 基金費、目1 財政調整基金費1 6 万円は、財政調整基金の運用によって生じる利子を基金に積み立てる経費でございます。同じく目2 後期高齢者医療制度臨時特例基金費2 8 0 万円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用によって生じる利子を基金に積み立てる経費でございます。款4 予備費、項1 予備費、目1 予備費2 0 0 万円は、平成2 0 年度一般会計の決算見込から、前年度に比べて3 0 0 万円を減額したものでございます。款民生費、項社会福祉費、目老人福祉費は、平成2 1 年度に予算において歳出予算を計上する必要がなくなったため科目を廃止するものでございます。

続きまして、元に戻りまして、予算議案資料①予算議案9 ページをお願いいたします。議案第2 号平成2 1 年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、お諮りするものでございます。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9 2 7 億 2, 1 4 7 万 2, 0 0 0 円とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1 表歳入歳出予算によるものでございます。地方債は、地方自治法第2 3 0 条第1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、利率及び償還の方法は、第2 表地方債によるものでございます。同じく資料の1 3 ページをお願いいたします。第2 表地方債、起債の目的といたしましては、給付費の増大等による財政不足額を県財政安定化基金から借り入れるものでございます。起債の方法は普通貸借、利率は無利子、償還については平成2 2 年度から2 年間で償還する予定としております。元に戻りまして、9 ページをお願いいたします。一時借入金につきましては、一会計年度を通じ歳計現金の不足を補うため、会計年度内において一時的に借り入れるものであり、借入れの最高額は2 0 億円とするものでございます。予算の流用につきましては法の定めるところにより、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、医療給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費を各項の間で流用することができるものとするものであります。

続きまして、歳入歳出予算の詳細につきまして御説明を申し上げます。資料②予算説明書1 7 ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、款1 市町村支出金、項1 市町村負担金、目1 事務費負担金は2 億7, 0 1 9 万 2, 0 0 0 円となっており、前年度に比べ6, 0 8 8 万 3, 0 0 0 円の増となっております。これは、医療費の支給が増えたことに伴い、支給事務に係る経費が増となったものでございます。同じく、目2 保険料負担金6 7 億 9, 7 3 4 万 7, 0 0 0 円は前年度に比べ5 億 1, 2 4 8 万 3, 0 0 0 円の減となっておりますが、国の特別対策による保険料の軽減措置により、市町村からの保険料納付額が減となったものでございます。なお、保険料分は、前年度と同じ収納率9 8 %で見込み、4 9 億 8, 4 8 4 万 6, 0 0 0 円、特別対策を除く保険料の軽減措置分は1 8 億 1, 2 5 0 万円であります。同じく、目3 療養給付費負担金は7 3 億 2, 0 8 2 万 8, 0 0 0 円で、前年度に比べ9 億 7, 8 2 7 万 3, 0 0 0 円の増となっております。これにつきましては、療養給付費支給の対象者が増となったものでございます。項2 市町村補助金、目

1 その他市町村補助金 4, 515万円は、平成20年度から実施しております健康診査を引き続いて21年度においても実施するため、市町村からの健康診査費用の3分の1を補助していただくものでございます。次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金 219億6, 248万2, 000円は、前年度に比べ29億3, 481万6, 000円の増となっております。これは、医療費の支給の増に伴い、国の負担分も増となったものでございます。同じく目2高額医療費負担金 1億6, 947万6, 000円は、前年度に比べ2, 261万8, 000円の増となっております。項2国庫補助金、目1財政調整交付金は 86億2, 657万2, 000円、前年度に比べ12億3, 446万7, 000円の増となっております。同じく、目2その他国庫補助金 3, 464万7, 000円は、健康診査の実施にかかる補助金でございます。款3県支出金、項1県負担金、目1療養費負担金は 73億2, 082万8, 000円で、前年度に比べ9億7, 827万3, 000円の増となっております。同じく目2高額医療費負担金は 1億6, 947万6, 000円で、前年度に比べ2, 261万8, 000円の増となっております。項2県財政安定化基金支出金は 1, 000円を計上しておりますが、何らかの理由により、予定した保険料の徴収ができなかった場合において、安定化基金から交付金を受け入れるものでございます。項3県補助金、目1その他県補助金 1, 738万2, 000円は、健康診査の実施に伴う県の補助でございます。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1後期高齢者交付金 385億9, 383万6, 000円は、現役世代からの支援金となっております。款5特別高額医療費共同事業交付金、項1特別高額療養費共同事業交付金、目1特別高額療養費共同事業交付金 2, 172万5, 000円は、1件400万円を超える医療費について、国保中央会から給付費の一部が交付されるものでございます。款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は 172万円で、財政調整基金の効率運用にかかる利子となっております。款7繰入金、項1基金繰入金、目1後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 6億2, 407万5, 000円は、国の特別対策として実施された保険料の減額分を補填するため基金から繰り入れるものでございます。同じく目2財政調整基金繰入金 4億3, 000万円は、財源の不足分として基金から繰り入れるものでございます。款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金 2, 125万3, 000円は、平成20年度の決算に伴う剰余金を繰り越して受け入れるものであります。款9県財政安定化基金借入金、項1県財政安定化基金借入金、目1県財政安定化基金借入金 1億4, 342万3, 000円は、給付費の増大等による財政不足額を県財政安定化基金から借入れするものでございます。款10諸収入、項1延滞金、加算及び過料、目1延滞金及び目2過料については、それぞれ1, 000円を計上しております。項2預金利子、目1預金利子については、特別会計の歳計現金の利子 1, 000円を計上しております。項3雑入、目1第三者納付金は 1億5, 104万2, 000円、返納金は 1, 000円、雑入については 1万3, 000円を計上しております。款寄附金及び款繰入金は歳入がないため、科目の廃止を行っております。続きまして、24ページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は 2億7, 010万5, 000円で、前年度に比べ5, 751万6, 000円の増となっております。これは、医療費の増に伴い、通信費、レセプトの点検、医療費の算定等にかかる経費が増となったものでございます。款2医療給付費、項1療養諸費、目1療養給付費は 900億

721万円で、前年度に比べ118億7,498万4,000円の増となっております。増の主な要因といたしましては、平成20年度は当初11か月で算定していたものが、平成21年度からは12か月となったことに伴い、1か月分が増えたこと、また被保険者の増に伴い、医療費が増加する見込であることなどによるものでございます。目2療養費は7億1,820万7,000円で、前年度に比べ9,573万円の増となっております。これにつきましても、医療費の増に伴うものでございます。目3特別療養費は1,000円を、目4移送費は20万円を計上しております。目5審査支払手数料は2億9,621万7,000円、前年度に比べ3,208万1,000円の増となっております。受診者の増に伴い、レセプトの審査・支払件数が増となるものであります。項2高額療養諸費、目1高額療養費は9億6,213万8,000円で、前年度に比べ1億2,694万9,000円の増となっております。目2高額介護合算療養費は1,000円を計上しております。項3その他医療給付費、目1葬祭費は1億3,450万円を計上しております。款3県財政安定化基金拠出金、項1県財政安定化基金拠出金、目1県財政安定化基金拠出金は7,707万5,000円であります。款4特別高額医療費共同事業拠出金、項1特別高額医療費共同事業拠出金、目1特別高額医療費共同事業拠出金は2,176万4,000円で、国保中央会に拠出するものでございます。同じく目2特別高額医療費共同事業事務費拠出金は10万円で、同じく国保中央会に拠出するものでございます。款5保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費1億8,543万3,000円は、前年度に比べ1億6,186万1,000円の増となっております。款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金172万円は、前年度に比べ5億828万円の減となっておりますが、21年度におきましては、財政調整基金の効率運用に伴う利子の積立のみとなるためでございます。次に款7公債費、項1公債費、目1公債費430万円は、年度末において支払い資金が不足した場合、一時借入れにかかる利子を支払うものでございます。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は1,150万円、同じく目2償還金は1,000円、同じく目3還付加算金は100万円を計上しております。款9予備費、項1予備費、目1予備費は3,000万円を計上しております。款諸支出金、項繰出金、目一般会計繰出金は計上する予算がなくなったため科目を廃止するものでございます。次に30ページをお願いいたします。債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書について御説明いたします。広域連合電算処理システム整備事業といたしまして、限度額は2億8,315万円を設定しております。前年度末までの支出見込額は1,641万7,000円、当該年度以降の支出予定額といたしましては、2億6,673万3,000円を支出する予定としております。以上で、平成21年度予算の説明を終わります。

引き続きまして、平成20年度の補正予算について御説明を申し上げます。資料①予算議案の17ページをお願いいたします。議案第3号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、お諮りするものでございます。歳入歳出予算の補正としましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,833万1,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

資料②予算説明書37ページをお願いいたします。まず歳入についてでございますが、款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、補正前の額2,000円、補正額9万8,000円、計10万円は、財政調整基金、後期高齢者医療制度臨時特例基金の効率運用により生じた利子を収入として受け入れるものでございます。款6国庫支出金、項1国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額52万5,000円は、平成20年度において後期高齢者医療制度の広報を行ったものについての補助でございます。

次に歳出でございますが、38ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国からの補助があったため財源の内訳を変更するものでございます。款4諸支出金、項1基金費、目1財政調整基金費の補正額56万9,000円、目2後期高齢者医療制度臨時特例基金の補正額5万4,000円は、それぞれの基金の効率運用によって生じた利子を、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

次に、資料①予算議案の23ページをお願いいたします。議案第4号平成20年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、お諮りするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21億7,616万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ831億9,122万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。一時借入金の補正につきましては、一時借入金の借入れの限度額15億円に5億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を20億円とするものでございます。詳細につきましては、資料②予算説明書43ページをお願いいたします。

では最初に、歳入につきましては、款1市町村支出金、項1市町村負担金、目2保険料等負担金は、補正前の額73億983万円、補正額3億6,547万7,000円の減、計69億4,435万3,000円とするものでございます。これは、低所得者に対し特別対策等が実施されたことに伴い、納付される保険料が減となるものの、保険基盤安定制度からの負担が増となっております。目3療養給付費負担金は、補正前の額63億4,255万5,000円、補正額1億2,244万9,000円、計64億6,500万4,000円とするものでございます。これにつきましては、医療費が増となったため市町村に御負担をいただくものでございます。次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養費負担金は、補正前の額190億2,766万6,000円、補正額3億6,734万9,000円、計193億9,501万5,000円とするものでございます。これにつきましても医療費の増に伴うものでございます。項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、補正前の額73億9,790万5,000円、補正額1億705万6,000円、計75億496万1,000円とするものでございます。これは、医療費の増に伴い普通調整交付金が1億497万1,000円、広報経費等に208万5,000円の増となったものでございます。目2その他国庫補助金は、補正前の額4,172万円、補正額10億5,824万3,000円、計10億9,996万3,000円とするもので、保険料の激変緩和措置、保険料の軽減措置等に伴い交付されたものでございます。款3県支出金、項1県負担金、目1療養費負担金は、補正前の額63億4,255万5,000円、補正額1億2,244万9,000円、計64億6,500万4,000円とするものでございま

す。款4支払基金交付金，項1支払基金交付金，目1後期高齢者交付金は，補正前の額334億4,119万9,000円，補正額7億5,419万円，計341億9,538万9,000円とするものでございます。療養給付費負担金，支払基金交付金とも医療費の増に伴うものでございます。款8繰入金，項2基金繰入金，目1後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は，補正前の額3億5,468万円，補正額990万3,000円，計3億6,458万3,000円とするもので，保険料の特別対策にかかる広報経費等の市町村への補助として支出するため繰り入れするものでございます。

次に，46ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費は，補正前の額2億1,838万9,000円，補正額2,697万8,000円，計2億4,536万7,000円で，内訳といたしましては，保険料の特別対策にかかるシステムの改修経費及び市町村における特別対策の広報費補助となっております。款2医療給付費，項1療養諸費，目1療養給付費は，補正前の額781億3,222万6,000円，補正額15億502万2,000円，計796億3,724万8,000円で，医療費の増に伴うものでございます。同じく目4審査支払手数料は，補正前の額2億6,413万6,000円，補正額560万8,000円，計2億6,974万4,000円で，医療費の増に伴い，レセプトの審査・支払件数が増えたものでございます。款3県財政安定化基金拠出金，項1県財政安定化基金拠出金，目1県財政安定化基金拠出金は，補正前の額7,800万円，補正額92万5,000円の減，計7,707万5,000円で，これは，拠出額の確定に伴い補正するものでございます。款6基金積立金，項1基金積立金，目2後期高齢者医療制度臨時特例基金の補正額6億3,947万9,000円は，国の特別対策として実施される保険料の平成21年度の減額分を補填するため交付されるものを後期高齢者医療臨時特例基金に積み立てるものでございます。以上で，予算についての御説明を終わります。

引き続きまして，条例議案について御説明を申し上げます。資料④条例等議案概要説明書1ページをお願いいたします。議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について，お諮りするものでございます。制定の趣旨でございますが，この条例は，地方公務員法第58条の2の規定に基づき，人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。制定の概要といたしましては，まず，報告の時期といたしましては，任命権者は，毎年9月末までに広域連合長に対し前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないものとするものでございます。報告事項といたしましては，職員の任免及び職員数に関する状況，職員の給与の状況，職員の勤務時間その他勤務条件の状況，職員の分限及び懲戒処分等の状況，職員のサービスの状況，職員の研修及び勤務成績の評定の状況，職員の福祉及び利益の保護の状況，その他広域連合長が必要と認める事項とするものでございます。公表の時期といたしましては，広域連合長は毎年11月末までに報告を取りまとめ，その概要及び報告を公表しなければならないものとするものでございます。公表の方法といたしましては，広域連合の事務所の前の掲示場に掲示して行う方法，インターネットを利用して閲覧に供する方法によって公表するものでございます。施行期日につきましては，条例の公布の日からとするものでございます。

次に，同じく2ページをお願いいたします。議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合

特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方自治法において議員の報酬に関する規定が整備されたことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の特別職の職員の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるものでございます。施行期日は、公布の日からとするものでございます。

同じく、6ページをお願いいたします。議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、被保険者の利便性向上のため、徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について所要の改正を行うものであります。改正の概要につきましては、個人情報の定義について、死者に関する情報を個人情報に含めるものでございます。広域連合が保有する個人情報に対して、開示、訂正及び利用停止請求ができる者として、法定代理人以外の代理人を追加するとともに、死者に関する個人情報についても、各請求ができる者を追加するものでございます。広域連合が保有する個人情報に対して、開示、訂正及び利用停止請求を行う場合の要件の追加といたしまして、法定代理人以外の代理人が、開示、訂正及び利用停止請求を行う場合に限り、当該請求を行う理由を明示する義務を定めるものであります。次に、代理人及び死者に関する保有個人情報の各請求ができる者が請求を行う場合は、各請求ができる者であることを証明する書類を提示し、又は提出する義務を定めるものでございます。施行期日は、公布の日からとするものでございます。

同じく、12ページをお願いいたします。議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の勤務時間等が変更されたことに伴い、広域連合職員の勤務時間等について所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、改正を必要とする条例として、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例、徳島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例でございます。内容といたしましては、これまで1週間当たり40時間、1日当たり8時間であった職員の勤務時間を、1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分に変更し、又、当該勤務時間の変更に伴い、関係条例を改正するものでございます。施行期日は、平成21年4月1日とするものでございます。

同じく、17ページをお願いいたします。議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、所得の低い被保険者に対する更なる負担軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、低所得者に対する保険料の軽減といたしまして、従来均等割額7割軽減に該当する被保険者のうち、当該被保険者とその属する世帯の他の被保険者の各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額が0円となる世帯に属する被保険者に対して賦課する保険料について、均等割額7割軽減に加え、さらに均等割額の2割を軽減した額とするもので、これにより、均等割額の9割が

軽減されることとなるものでございます。基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する保険料について、所得割額を5割軽減した金額とするものでございます。次に、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減（平成21年度分）につきましては、後期高齢者医療の資格取得日前日の被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して賦課する保険料について、平成21年度に限り、第14条及び第15条の規定は適用せず、均等割額を9割軽減した金額とするものでございます。その他、参照条文の変更等、字句の改正を行うものでございます。施行期日は、平成21年4月1日とするものでございます。

同じく、23ページをお願いいたします。議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、お諮りするものでございます。改正の趣旨でございますが、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、国から高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されることとなったことから、これを受けるため徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例について所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、積立てといたしましては、臨時特例基金として積み立てる額を、広域連合が交付を受ける高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額を追加するものでございます。処分といたしましては、臨時特例基金を処分することができる項目について、次の項目を追加するものでございます。後期高齢者医療に関する条例の改正により新たに保険料軽減が規定されることに伴い、次に掲げる減額分を財源に充てる場合の規定を加えるものでございます。平成20年度及び平成21年度において、法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の特例減額にかかるもの。平成21年度において、従来の均等割軽減7割に該当する被保険者のうち、当該被保険者とその属する世帯の他の被保険者の各種所得の金額及びその他所得と区分して計算される所得の金額が0円となる世帯に属する被保険者に係る均等割額の減額及び所得割の賦課の基となる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に係る所得割額の減額にかかるもの。次に、平成20年度及び平成21年度において、当初から制度の見直し、変更等について、次に掲げる経費の財源に充てる場合の規定を加えるものでございます。広域連合及び市町村が実施する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費にかかるもの。広域連合及び市町村において、制度に関するきめ細やかな相談を実施する整備体制を講じるため経費にかかるものとするものでございます。条例の失効日に関しましては、1年間延長し、平成23年3月31日限り効力を失うこととするものでございます。施行期日は、公布の日からとするものでございます。以上、これで説明を終わらせていただきます。

○議長（広瀬和範君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（広瀬和範君）

これより質疑を行います。通告がありましたのは1名であります。通告者の発言を許します。

20番増谷禎通君

○議長（広瀬和範君）

20番

○20番（増谷禎通君）

ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、早速、2009年度の2月定例議会の一般質問を始めたいと思います。さて、先ほど連合長等のあいさつもございましたように、後期高齢者医療保険、ここ1年間実施をされてきたわけでございますけれども、まだまだ制度が確立をされていないという話もございましたように、この後期高齢者医療保険につきましては、沢山の世論と言いますか、反対の世論がございまして、現在、参議院では廃止法案が可決をされているという現状のもとで、まあ私ども、後期高齢者医療制度、この現況についての諸問題について質問をさせていただきます。また、今回提案をされておりました予算等におきましての問題点についても触れておきたいというふうに思うわけでございます。さて、1番目は後期高齢者医療制度の現況における諸問題についてということでございます。まず、沢山の資料が出されておりました、そうした問題の中で、まずお聞きをしておきたいというのが1番目の問題でございます。1番目に20年12月末現在の被保険者数というのが100,173名ということで報告をされておりました、その内、特別徴収者と普通徴収者の人数を聞きたいというのが第1番目の質問でございます。また、資料には両者とも合計金額は記載をされておりますけれども、人数については記載がありません。両者の人数についての報告をいただきたいというのが1番目でございます。

さて、2番目は、普通徴収者の内、何名の方が滞納されておるかということでお聞きをしておきたいと思っております。

3番目は、報告書によりますと、特別徴収から普通徴収に変更された方が9月末現在で808人という報告がされておりますけれども、その内、滞納をしておる事例があるかどうかお聞きをしておきたい。

また、4番目は、普通徴収者の中で、扶養者等の口座振替に変更した事例はあるか、併せてお聞きをしておきたいと思うわけでございます。

5番目は、滞納者の中で、後期高齢者医療による以前から滞納しておった被保険者数についての把握はしておられるか、もしくは市町村に対して調査を依頼したことがあるかということについてお聞きをしておきたい。

また6番目は、再々申し上げておりますけれども、葬祭費についてであります、この報告書をいただいておりますけれども、47都道府県中、支給が2万円というのが9県でございまして、3万円というのが7県であります。31県については葬祭費5万円が支給をされております。5万円の支給をすると、21年度の予算額はいくらプラスになるかという面でのお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

7番目は、2月12日付けの徳島新聞によりますと、介護保険料が8年間で1.7倍になったという報道がなされております。保険料は2年ごとに見直すということになっております。こうした問題から、レセプト点検等が正確に行われなければ無駄な医療費が使われる。こうした結果、保険料の値上げにつながっていくということで、チェック体制、この機関はどうなっておるかということをお聞きしておきたいというふうに思うわけでございます。

また、次に2番目でございますが、健康診査、人間ドック、脳ドック、こうした問題も再々私、取り上げておりますけれども、こうした問題についてお聞きをしておきたいと思うわけでございます。1点目は、健康診査は無受診者について行うということが言われておりまして、報告書によると、現在、受診者の状況は220人、生活習慣病による受診のない者の受診状況が1,073人で、非常に少ないということでございます。すべての被保険者に対して健康診査を受けられるように改正すべきであるというふうに思うわけでございますけれども、御意見を伺いたいと思うわけであります。

仮にですね、先ほど申し上げました被保険者に健康診査を実施した場合、従来の国民健康保険における平均受診率ということで計算をした場合に、予算としてはいくらかかるかお聞きをしておきたいと思うわけであります。

また3番目は、人間ドック、脳ドックについてでございますが、これはそれぞれの市町村とか、保険事業組合等が補助事業として行っておりますけれども、75歳になると人間ドックや脳ドックをすべて自己負担で行わなければならない。こういうことになるわけでございます。この法律によって、法の下に平等に反するものであり、後期高齢者医療の中で補助制度を創設すべきであるというふうに思うわけでございますけれども、これについての答弁を求めたいと思うわけであります。

4番目は、各市町村ではがん検診、胃ガン、肺ガン、大腸がん、乳ガン等でございますけれども、各個別や集団検診が行われております。これについては、国民健康保険とか後期高齢者医療とは関係なく受診することができる事業でございます。平成19年度の県の統計によりますと、受診率はまだまだ低いという状況であります。特に大きい町ほど低いのが実状であります。積極的に後期高齢者医療もですね、受診するように宣伝すべきであるというふうに思うわけでございますけれども、そのことについてもお聞きをしておきたいと思っております。

3番目でございますが、後期高齢者医療についての世論調査では、先ほど申し上げましたように、国民の多数が廃止を求め、参議院では後期高齢者医療の廃止法案が可決をされた現状のもと、できる限り改善を求めていきたいというふうに思います。そして、この問題で3点について質問をするわけでございます。広域連合は滞納者に対して資格証明書の発行をしないようにすること。1の5でも質問をいたしましたように、高齢者医療実施以前から滞納をしておる生活困窮世帯も現実にいるというのが現状であります。75歳を過ぎて保険にも見放されれば生きていけない。そういう状況になるわけでございます。資格証明書はまさしく死を意味するものでございまして、高確法64条療養の給付、被保険者が資格証明を受けているものは、1診療、2薬剤又は治療代の支給、3処置、手術その他の治療、4居宅における療養、看護、5病院又は診療所への入院に伴う看護は受けることができないというふうに規定をされております。余りにも有名なことでございますけれども、梶添厚生大臣が作成した資料がございまして、乗客の1人が、ちょっとそこへ置いてきましたんで、また後からお示しをしたいと思いますけれども、「行き先は姥捨て山かな。」「早く死ねと言うのかな。」というような、このバスの絵が書かれたのが、フリップがありますけれども、広域連合はこのような状態にしては絶対にいけないというものであります。こうした状況から、資格証明の発行は絶対にしないということを是非言明をいただきたいと思いますというわけであります。

2番目は、減免の措置を講じてもおお保険料が支払えない特別の事情がある方については、個別減免も含め市町村におけるきめ細かな相談体制を整備するとなっているわけでございます。具体的にどのような指導をしてきたのかお聞きをしたいと思うわけでございます。

また3番目は、上記相談の結果、どうしても保険料が支払えないということになった場合、その措置についてどういうふうにするのか、まずもってお聞きをしたいと思ひまして、これは第1問目でございます。この答弁によりまして、再問を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（片山隆信君）

ただ今、御質問いただきました件につきまして、順次お答えいたします。まず最初に、後期高齢者医療制度の現状における諸問題につきまして5点ほど質問をいただいておりますので、順次お答えします。まず平成20年12月末日現在の被保険者数110,137人に対して、特別徴収者と普通徴収者は何人であるかということでございますが、特別徴収対象者は81,543人、普通徴収対象者は15,611人でございます。その他に、特別徴収と普通徴収の併用徴収対象者という方がございます。この方が15,894人でございます。合計につきましては113,048人となっております。未現在の110,137人との差、2,911人につきましては、死亡とか転出とかによりまして被保険者でなくなったということによって生じた数値でございます。

次に、普通徴収者の内、滞納者数は何人かということでございますが、期別では少し細かく出てこないということでございましたので、8月から12月までの平均数値でお示ししたいと思っております。この間で、普通徴収件数の平均は、19,301件、その内1,688件、8.74%の方が未納となっております。

次に、特別徴収から普通徴収に変更して滞納している事例はあるかということでございますが、市町村の方に問い合わせたところ、現時点での未納者につきましては確認することができておりません。

次に、普通徴収者から被扶養者の口座振替に変更した事例はあるかということでございますが、これにつきましても、市町村におきましても被保険者と口座名義人の関係というのが把握することができないということで、私の方もこれにつきましても把握できないという状況でございます。

次に、滞納者の中で、後期高齢者医療に加入される前から滞納している方がおられるかということでございますが、これらの方につきましては、国保とか社保等で以前に納付されていた方でございます。こういった方の情報としては、個人情報に該当いたしますので、広域連合としてはそういう方の情報ということは把握できないということでございます。

次に、葬祭費についてでございますが、5万円支給にすると予算はいくら増になるかということでございますが、平成21年度の予算でございますが、6,725人という数字を見込んでおります。これで、5万円にいたしますと、予算として2億175万円の増と

いうこととなります。

次に、レセプト点検等が正確に行われているかということでございますが、広域連合といたしましては、医療機関から提出されるレセプトの審査につきましては、徳島県国民健康保険団体連合会に委託しております。国保連合会では医療機関から提出されたレセプトについて、職員による形式審査の後、県知事の委嘱を受けました保険医・保険薬剤師代表、保険者代表、公益代表それぞれ13人ずつ、39人で構成する徳島県国民健康保険団体連合会診療報酬審査委員会でレセプトの内容審査を行っております。なお、広域連合といたしましても、国保連合会で1次審査終わりましたレセプトにつきましては、再度、私の方で専門業者に委託しまして、2次点検審査を行っております。

次に、2点目の健康診査及び人間ドック、脳ドックについてでございますが、まず1点目の、すべての被保険者が健康診査を受けられるようにしてはどうかということでございます。まず、健康診査の受診者が非常に少ないという御指摘でございますが、先ほど説明しました1,073人につきましては、健康診査のレセプト、受けられた方の総数がすべて出てきたというわけではございません。これからまだ2か月ほど出てくる可能性がございますので、もう少し増えるということで私の方は数字を見込んでおります。

次に、すべての被保険者を対象に健康診査を実施してはどうかということでございますが、健康診査につきましては、生活習慣病の早期発見及び重症化の防止を目的と実施しております。こういうことから、現在、高血圧症、糖尿病等などの生活習慣病で治療中の方は、医師の管理下の中で指導を受けられていると考えられますので、改めて健康診査を受診していただく必要性は低いものだというふうに考えております。従いまして、新年度におきましても、本年度と同様、生活習慣病で治療中でない方、医療機関での無受診者、新たな被保険者になられた方を対象に健康診査を実施したいというふうに考えております。

2点目の、仮にすべての被保険者に健康診査を実施した場合、予算としてどのぐらいかということでございますが、平成19年度の徳島県の75歳以上の方の健康診査受診率につきましては、これは45.4%という数字が出ております。この数字を用いまして試算しますと、受診者見込数は21年度で50,900人、これに伴う健康診査費は3億6,486万6,000円となるものと見込んでおります。

3点目の、補助制度を創設すべきでないかということでございますが、現在のところ新しく補助制度を創設する予定は今のところございません。ただし、現在、国では後期高齢者医療制度の見直しを実施しているところでございますので、当広域連合におきましても、今後、国の制度見直しの推移を見守っていきたいというふうに考えております。

4点目の、がん健診の周知を行なうべきでないかということでございますが、がん検診は先ほど議員御指摘のとおり、健康増進法に基づき各市町村が実施しております。これにつきましては、国民の生涯を通じた健康自己管理を支援し、健康の増進に努めるということが目的となっております。こういうことから当広域連合におきましても、今後、きめ細やかな周知及び広報をしていただけるよう、市町村と連携を図っていきたいというふうに考えております。

次に3点目の、世論調査では国民の多数が廃止を求め、ということでございます。その内の、滞納者に対する資格証明書の発行をしないよう市町村の担当課に要請することにつきましては、私の方としましては、資格証明書の交付につきましては、市町村において、

まず納付相談などを十分に行っていただき、まず保険料を納付していただきたいと考えております。そのためには、保険料が未納となっております被保険者の方にも御協力いただき、滞納を解消していただくということが、まず最も重要なことだろうと考えております。資格証明書の交付につきましては、保険料を支払うことができるのに故意に支払わない方など、悪質な滞納者について、法令に基づいた資格証明書を交付しなければならないというふうに考えております。また、交付につきましては、市町村の担当課と十分な協議を行い、資格証明書の交付をしなければならない場合、広域連合において交付するものというふうに考えております。

次に、特別の事情がある方の相談体制ということでございますが、先ほども説明いたしましたとおり、広域連合から決定しました保険料については市町村において徴収を行っていただいております。その中での取扱いといたしまして、市町村の窓口において保険料が支払えない方が来られた場合、また未納となっている方へ担当職員が訪問した場合などにおきまして保険料の納付とか納付相談等を行っていただいております。納付相談といたしましては、納付できる日までの延納とかですね、納期限を延長しての分納誓約など、未納となっている方がより納めやすい方法などによって相談を行っておるところでありまして、広域連合といたしましてもこれらのことをお願いしているところがございます。

また、減免の取扱いにつきましては、関係法令に基づく要綱を定めておりますので、市町村において申請、受付を行っていただけるようお願いしているところがございます。

最後に、どうしても保険支払いができなくなった場合の措置についてということでございますが、保険料滞納者に対しましては、その方に応じた納付計画を作成し、まずは未納となっております保険料を納付していただくことを最重点に考えております。しかしながら、それでも納付いただけないという場合につきましては、被保険者証に替えまして、短期の被保険者証の交付を行うこともやむを得ないものであるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）

20番

○20番（増谷禎通君）

今、質問に対して縷々お答えをいただきました。その点で、再問をさせていただきたいと思うわけでございます。先ほどフリップを持ってくるのを忘れましてけれども、

（フリップを示して説明する）

この、梶添厚生大臣が作った、非常に有名なフリップでございますけれども、この75歳以上の方が乗り合わせるバスの中で、これは1人の方はずね、「行き先は姥捨て山かな。」「早く死ねというのかな。」と、こういう大臣自身が作ったフリップがございましたように、この後期高齢者医療というのは非常に問題があるわけございまして、私どももこの間、5回質問をしてまいりまして、皆さん方の世論と言いますか、そういう反対とか色んな意見が出される中で、だんだんと改善をされてきておるわけでございますけれども、まだま

だそうした問題がなくなったわけではございません。私は、この1問目に葬祭費の問題を何度となく取り上げてまいりましたけれども、葬祭費というような問題はですね、この後期高齢者医療広域連合の中で、これは予算が組める問題でございます。先ほど質問で出てまいりましたように、21年度の予算、葬祭費1億3,450万円というのが組みれておりますけれども、先ほど事務局長から報告がございましたように、5万円にいたしますと、2億175万円を加えると言えれば5万円の葬祭費が支給できる。これをですね合計いたしますと、3億3,625万円ということになるわけでございます。21年度の医療特別会計総額927億2,147万円ということでございます。この総額で割りますと、0.3%ということになるわけでございます。以前にも質問をいたしましたように、この県内でのですね一番多い支給額を採用したというふうに答えられておりますけれども、こうした広域連合という形の中ではですね、やはり当然、全国一律にすべきであるというふうに考えるわけでございます。憲法で保障されている生存権、平等権、こういう暮らす権利が侵害されているというふうに考えるわけでございます。死に際してもですね、差別をされる。こういう日本国民としては絶対に許されないことであるというふうに思います。そういう面では是非再考を願いたいということが再問の1番目でございます。

また、1の7でございますが、レセプト審査の問題であります。私は、前期4年間、北島町の議選の監査委員を務めておりました時に、北島町におけるレセプト点検のですね、指摘されたレセプトが再びそのまま帰ってくるという事例がございまして、国民健康保険団体連合会に対して、この医師会関係者もいる、こうした中で、本当に審査が公平に行われておるのかというような質問をさせていただいたことがございます。先ほどもちょっと総務課長に申し上げましたけれども、この後期高齢者、高確法の中でのですね、126条にですね、診療報酬審査請求の審査を行うため、国保連合会に後期高齢者医療診療報酬審査委員を置くというふうに書かれておりまして、こうした審査、レセプトの審査に対してはですね、後期高齢者医療連合としましても慎重に行うような、そういった高確法の指定がございまして。こうした面でのですね、是非第三者機関で審査をされておるか、そういう制度があるかということをお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

2番目はですね、健康診査の問題であります。21年度医療予算で、1億3,450万円が組みれております。先に質問をいたしましたすべての被保険者を対象にして、受診率を勘案をしてですね計算をいたしますと、3億6,000万円余りであるという答弁がいただきました。レセプトからこの無受診者を抽出するというだけに400万円も使っておるわけでございますから、こうしたことをしないですべての対象者に対して審査を受けてもいいですよという広報をすればですね、こういうレセプトから抽出するような無駄な予算も要らないということにもなるわけでございます。45.6%というような回答が出されておりますけれども、現実にはここまで受診者が上がってくるというふうには思われませんし、仮にそうなったといたしましても、この審査がきちっと行われるならばですね、保険料も抑制されていく。そういう面ではこれについても再考を願いたいというふうに思うわけでございます。

2の3,4でございますが、私は、現在建設国保に加入をしておりますけれども、毎年4月に家族みんな健康チェックのために人間ドックを受診しておるわけでございますが、建設国保の例を申し上げますと、1人2万円の補助金が還付をされてまいります。そうい

うことで、私達は自分達の健康を1年に1回チェックをするということが行われるわけ
でございます。しかし、75歳になりますとですね、たちまち私はそうした還付を受けるこ
とができないということになっております。後期高齢者医療はですね、個人のこうした選
択の自由すら奪ってしまう。こういうことでございますから、国任せにするのではなくて、
全国の広域連合が共同して改善を要求すべきではないかと。こうした問題でですね、全国
の連合会長会等に呼びかけをして改善を要求すべきだと。厚労省に対して改善をすべきだ
というふうに思うんですけれども、連合長の意見をお聞きしたいというふうに思うわけ
でございます。こうした質問を書いている中でですね、そういう連合会長会っていうのはな
いんだということもちょっとお聞きをいたしましたけれども、こういう国保新聞というのがご
ざいますけれども、この中にですね、市長会から要求をしたというような記事も出ており
ますので、こうした一つの機会もまたあるというふうに思いますので、そうした中です
ね是非取り上げていただければどうかというふうに思いまして今回質問に出したわけ
でございます。

2の4でございますが、がんというのは、早期発見早期治療というのが大原則でござい
ます。ところが、昨年、特定健診ということに各市町村変わりました、北島町でもですね
こうした特定健診が1人1,000円という費用が要するということになりまして、非常に
受診率が下がりました。その特定健診のですね受診率が下がったと同時に、このがん検診
に対する受診者も下がったということが私どもの議会でも報告をされております。先ほど
も申し上げましたように、このがん検診はですね、県の統計によりますとですね、高い町
村では25%を超えておるところもございますけれども、大きな市町村というのは2%台
というところもあります。こうした健診の実態を踏まえながらですね、後期高齢者医療と
してもですね、こうした問題を是非啓蒙を市町村と合わせてしていくべきではないかとい
うことで、再度再問をさせていただきたいと思うわけでありまして。

先ほど、国保新聞というのを取り上げましたけれども、この国保新聞の20年12月1
日付けによりますと、国保を1年以上滞納している資格証明書を交付された世帯でも、中
学生以下の子供には資格証を交付せず、6か月の短期保険証を交付するよう改正をしたと
いうふうに、この国保新聞では載っております。こういうことでございますので、先ほど
も言いましたように、この後期高齢者の保険につきましても、月1万5,000円以下の
方が普通徴収、先ほど局長が答弁をいたしましたけれども、悪質なということがその資格
証明を発行する条件だと言われておりますけれども、私ども地方議会でもこうした問題、
いろいろ検討しましたり、また相談も受けておりますけれども、現実に国保で滞納をして
おる世帯というのが沢山あります。窓口では、そういう国保世帯で滞納しているという方
を、まあ言えば窓口としては周知をしておるわけでございます、こういう方がまた後期
高齢者保険で滞納をする。そして、このまた酷いんですけれども、滞納すると延滞金とい
うのが14.5%という金利を付けてまいります。そうすると延滞金すら払えないという
状況になりまして、まさしくこの姥捨て山のような状況になってまいります。私どもはや
はり生活保護を含めたきめ細かな相談体制が必要であるというふうに考えます。是非答弁
をいただきたいと思います。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（片山隆信君）

御答弁申し上げます。まず最初に、葬祭費について、県内一番多い支給額を採用したとあるが、全国一律の支給額となるように再考を願いたいということでございます。葬祭費の支給額につきましては、徳島県内における市町村国保の支給額を調査したところ、2万円としている市町村が多数を占めたため、徳島県の広域連合といたしましても、これに基づいた決定をしたものでございます。他の広域連合におきましても、そのほとんどが各都道府県内の国保の支給額を基準に葬祭費を決定していることから、当広域連合で支給しております葬祭費については、これは妥当なものだというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

（傍聴席から発言する者あり）

次に、レセプト審査に問題が生じた場合、第三者機関で再審査する制度はあるのかということでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、レセプトの審査につきましては、国保連合会で1次審査を行ったものを広域連合で再度点検審査を行っており、この2次点検審査で疑義が生じたものは国保連合会へ再審査の申請を行っております。国保連合会では、再審査申請のあったレセプトを診療報酬審査委員会の診療報酬再審査部会に諮り、そこで再審査を行っております。この再審査の結果、問題が生じた場合の第三者機関による審査制度の有無についてのお尋ねでございますが、現在そういった制度はございません。しかしながら、審査を行っている診療報酬審査委員会は、診療報酬を公平かつ適正に審査するため、保険医を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員の三者で構成されており、その審査につきましては適正なものだというふうに考えております。

次に、被保険者すべてに受診を呼びかける方が医療費の抑制につながるのではないかとということでございます。被保険者全員に健康診査の受診を呼びかけてはどうかということでございますが、健康診査を受診することで生活習慣病が早期に発見され、高齢者の健康の保持、ひいては医療費の抑制に寄与するものと考えておりますが、既に生活習慣病で治療中の方につきましては、健康診査の受診の必要性につきましては低いものでなからうかというふうに考えております。しかしながら、現計画で健康診査の対象となっている方について、より一層受診率の向上を図る必要があるため、広報紙やその他、郵便物を送付する機会などあらゆる機会を活用いたしまして周知を図っていきたいというふうに考えております。

次に、人間ドックや脳ドックが受診できるよう国に改善要求してはどうかという御質問でございますが、御承知のとおり、人間ドックあるいは健康診査につきましては、広域連合が地域の実情を勘案してその実施を判断するものでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、現在、政府・与党における見直し作業が大詰めを迎えており、その動向を注視してまいることとしておりますが、併せて、来年度の設置をしております長寿医療制度運営懇話会で御質問のドックにつきましても御意見を賜っていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、健診問題と併せて、がん健診受診の啓発に努力すべきとの御質問でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、がん検診は各市町村が実施しておりますが、今後は、当広域連合が実施いたします健康診査のお知らせ等に、市町村では、75歳以上の方もがん検診が行われることを併せて広報するなど、協力してまいりたいというふうに考えております。また市町村でも、きめ細やかな周知及び広報をしていただけるよう連携を図っていききたいというふうに考えております。

次に、保険料滞納者への相談体制につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、市町村の担当課におきまして、納期限の延長、分割納付などにより、滞納している保険料をより納めやすいように納付相談を行っていただいているところでございます。今後は、市町村の関係部署とも連絡を取っていただき、長寿医療制度の保険料だけでなく、その方の生活状況に応じて総合的な御配慮をしていただくよう要請してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）
連合長

○広域連合長（原秀樹君）

私からは、人間ドックの受診機会の問題と、現場の声を国に伝えるべきではとの御意見をいただきました。もちろん連合長といたしまして、要望すべきところは要望してまいりますし、その他、事務局長会議又はブロック会議等の機会もございますので、こういった機会を通じまして、必要な意見や要望を国に伝えてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（広瀬和範君）
20番

○20番（増谷禎通君）

再々問が最後でございます。まとめに入りたいと思います。私は今回、後期高齢者医療の諸問題についてこういう質問をさせていただきました。後期高齢者医療の問題は特に葬祭費支給、そしてまた医療費レセプト点検等、また健診や人間ドック実施の問題、3資格証明発行の問題、こうした問題3点を取り上げさせていただきました。後期高齢者医療の最大の問題は大きく分けて2つあると思っております。1つは、75歳以上、若しくは一定の障害のある65歳以上の人がその年齢に達すると、すべて後期高齢者医療保険に加入をさせられるということでもあります。

2つ目は、収入のないお年寄りからも保険料を徴収する。そして、払えなければ保険証を取り上げて資格証明書を発行する。老人医療を抑制する。この目的のために施行されたということでもあります。本来救済されなければならないお年寄りや障害者が対象になる。こうした差別は絶対に許されないのではないかと。憲法で保障された生存権、憲法25条の生存権が侵害される。大きな問題であるというふうに考えております。

徳島県の広域連合は国の方針や施策に従うということでは仕方のないというところもござ

いますけれども、そういうことではありますけれども、しかし、徳島県の広域連合の独自の判断で行う施策もできるわけございまして、先ほど申し上げましたように、保険料の決定であったり、葬祭費の支給であったり、健診や人間ドック等の実施についてはですね、工夫をすれば独自の広域連合の活動としてできるわけございまして。こうしたことを踏まえまして、広域連合として勇気のある判断を求めたわけございましてけれども、残念ながらその回答は得られませんでした。

私はこの広域連合の議員として2年務めさせていただきまして、この間5回の質問をさせていただきました。多くの、私達が申し上げてきた質問内容がですね、住民の運動によって実現、改善されてきた点もございましてけれども、しかしながらこうした徳島県の広域連合の中でまだまだ改善されなければならない、そうした問題を引き出すことができなかつたというのは非常に残念でございます。おそらく私も今回の質問が最後になるというふうに思いますけれども、来るべき衆議院選挙で国民の意思が反映をされて、私達の願いがかなうことができるということを考えながらですね、私の質問の最後としてまとめたいと思います。沢山の傍聴ありがとうございました。

(拍手)

(傍聴席から発言する者あり)

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（広瀬和範君）

お諮りをいたします。まず、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第1号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第3号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第4号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第6号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第7号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第7号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第8号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第8号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第9号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第9号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、議案第10号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（広瀬和範君）

起立多数であります。よって、議案第10号については、原案どおり可決されました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第6発議第1号徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

○議長（広瀬和範君）

お諮りをいたします。本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決いたしたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。発議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（広瀬和範君）

起立全員であります。よって、発議第1号については、原案どおり可決されました。

この際、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。閉会前に広域連合長からごあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

広域連合長

○広域連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。今定例会には、平成21年度予算案をはじめ、10件の議案を御提案申し上げましたが、議員各位におかれましては、熱心な御審議の上、全議案につきまして原案どおり御可決をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、今定例会におきましては、副議長の選挙が行われ、就任されました小堀副議長に対しまして、心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも格段の御協力をお願いする次第でございます。

さて、制度開始から2年目となります来年度も、若干、紆余曲折が予想されるところで

はございますが、被保険者が混乱することのないよう、引き続き制度の円滑な運営ときめ細かな対応に心掛けてまいる所存でございます。

今後も、制度の安定した運営のため、皆様の御意見に十分留意しながら、また、市町村としっかり連携を図りながら業務に精励してまいります。

議員の皆様方におかれましては、引き続き格段の御指導、御協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（広瀬和範君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって、平成21年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会をいたします。御苦労さんでした。

(午後3時19分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年2月16日

議 長

広 瀬 和 範

会議録署名議員

稲 岡 正 一

会議録署名議員

坂 口 博 文